一般国道46号	岩手県盛岡市志田15地割27番12から盛岡市永井１地割47番１まで
一般国道47号	山形県東田川郡庄内町常万字向田２番11から庄内町跡字殿腰248番まで
一般国道115号	福島県相馬市東玉野字姥ヶ岩国有林2244林班り小班から伊達市霊山町下小国字荒屋敷５番７まで

２　指定する期日　平成30年４月１日

関東地方整備局公示

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局渡良瀬川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成30年３月30日

関東地方整備局長　泊　　宏

１　河川の名称　利根川水系渡良瀬川

２　廃川敷地等が生じた年月日　平成30年３月30日

３　廃川敷地等の位置　栃木県足利市今福町字外原532番11から同県同市五十部町字町田73番３まで

４　廃川敷地等の種類及び数量　土地18,366.53平方メートル

（図面省略）

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成30年３月30日

関東地方整備局長　泊　　宏

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
①一般国道16号	東京都町田市鶴間字15号1618番６から同市鶴間１丁目21番７まで
②一般国道16号	東京都町田市鶴間字15号1618番６から同市鶴間字15号1637番23まで
③一般国道20号	長野県岡谷市字西林2065番５から同市字内山4769番460まで
④一般国道357号	神奈川県横浜市中区錦町15番８から同区千鳥町10番まで

２　指定する期日　平成30年４月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成30年３月30日

関東地方整備局長　泊　　宏

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
①一般国道16号	東京都町田市鶴間字15号1618番６から同市鶴間１丁目21番７まで
②一般国道16号	東京都町田市鶴間字15号1618番６から同市鶴間字15号1637番23まで
③一般国道20号	長野県岡谷市字西林2065番５から同市字内山4769番460まで
④一般国道357号	神奈川県横浜市中区錦町15番８から同区千鳥町10番まで

２　指定する期日　平成30年４月１日

北陸地方整備局公示

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成30年３月30日

北陸地方整備局長　小俣　　篤

１　河川の名称　神通川水系井田川

２　廃川敷地等が生じた年月日　平成30年３月30日

３　廃川敷地等の位置　富山県富山市西本郷238番59、238番60

４　廃川敷地等の種類及び数量　土地（河川管理施設を含む。）846.93平方メートル

中部地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成30年３月30日

中部地方整備局長　塚原　浩一

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道21号	岐阜県美濃加茂市御門町２丁目字赤池上342番１から岐阜県加茂郡坂祝町大針字西之川153番１まで
一般国道42号	三重県松阪市下蛸路字里中670番２から三重県松阪市八太町字クリ穴583番１まで
一般国道474号	長野県飯田市龍江1783番１から長野県飯田市上久堅3837番１まで

２　指定する期日　平成30年４月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成30年３月30日

中部地方整備局長　塚原　浩一

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道21号	岐阜県美濃加茂市御門町２丁目字赤池上342番１から岐阜県加茂郡坂祝町大針字西之川153番１まで
一般国道42号	三重県松阪市下蛸路字里中670番２から三重県松阪市八太町字クリ穴583番１まで
一般国道474号	長野県飯田市龍江1783番１から長野県飯田市上久堅3837番１まで

２　指定する期日　平成30年４月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。